

お客様事前契約内容確認事項（2号警備業務）

本書は、警備業法に従って制作したものです。（警備業法第19条、施行規則第33条第2号）

	項 目	内 容
1	警備業務を行う期間	別紙にて提出します。
2	警備業務を行う日及び時間帯	別紙にて提出します。
3	警備業務を行うこととする場所	別紙にて提出します。
4	警備員の人数及び担当業務	別紙にて提出します。
5	警備員が有する知識及び技能	新任教育・現任教育等の教育を受講し所定の知識及び技能を有する警備員とする。 警備業法第18条により資格者配置が義務付けられている警備業務については、検定の合格証明書(法定資格)の交付を受けている警備員を配置する。
6	警備員が用いる服装	公安委員会に届出している制服を着用する。
7	使用する機器又は各種資機材	警笛、手旗、安全ベスト、誘導灯、無線機、その他
8	負傷等の事故発生時の措置	(1) 事故等が発生した場合は、直ちに関係機関等へ連絡する。 (2) 事案に即した所要の処置を講じ、被害の拡大防止を図ることとする。
9	報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備業務終了後に「警備報告書」を作成し提出する。
10	警備料金・その他の費用	別紙にて提出します。
11	支払の時期及び方法	毎月指定日に請求とし、支払日までに、指定の銀行に振込むこととし、約束手形による支払は受けないものとする。
12	警備業務の再委託に関する事項	お客様と協議の上、弊社の指定協力会社に業務の一部又は全部を再委託する場合がある。
13	免責に関する事項	(1) 天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 (2) 弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害 (3) ご契約の従業員及び関係者の瑕疵もしくは管理上の原因にて発生した損害。 (4) 道路使用許可条件等に準じた、誘導員の人数を配置人数不足にて発生した損害 別途内容は、契約書に記載
14	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	警備業務遂行中、弊社の過失によって生じたお客様損害は、警備業損害賠償任意保険に基づき、身体上の損害については、被害者1人につき1億円、1事故に10億円、財物上の損害については、1事故につき10億円を限度として、お客様に対し、その損害を賠償する。
15	契約の更新に関する事項	契約期間満了の1か月前までに、お客様又は弊社からの文書による契約終了の意思表示がないときは、同一条件をもって1年間自動的に更新され、その後も同様とする。
16	契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
17	契約の解除に関する事項	解除する1か月前までに、お客様又は弊社からのその理由を記した文書を提示して行う。
18	警備業務に関する苦情の受付窓口	本社電話 TEL 076-420-7333 で受け付けます。
19	これらのほか特約事項があるときは	特約事項がある場合は別紙による。
20	契約の締結年月日	※契約締結後に記載。